

レンタカー事業における 法令遵守と諸手続きについて

令和8年9月7日

神戸運輸監理部 兵庫陸運部
輸送部門

レンタカー事業における 法令遵守について

なぜ法律で規制されるのか

理由 1



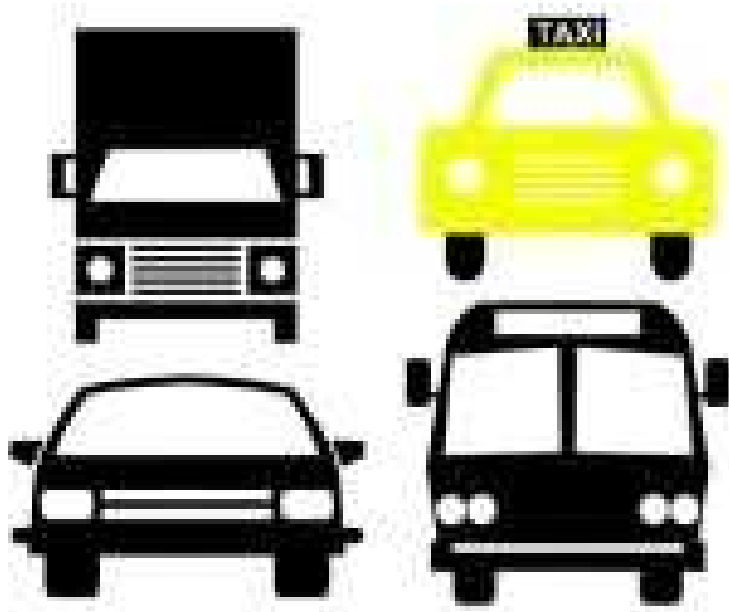
- 借りる人は車の安全性について知らない
- 不特定の人に貸し渡すため、責任の所在があいまいになってしまう
- 万が一事故が起きた場合に、補償ができるよう任意保険に入っておく必要がある

適正に管理されないと人命に関わる

なぜ法律で規制されるのか

理由 2

道路運送法（80、81、98条）



- 道路運送法により、運送事業の厳格な規制が行われている
- レンタカー業が無許可の運送事業の温床となっていた

白バス・白トラ・白タク問題

レンタカーの許可条件違反事例

許可条件 6 違反

運転者つきでレンタカーを貸す

**道路運送法違反(白バス)により逮捕
運輸局による監査、行政処分**

事故事例から学ぶ 白バス営業の危険性群馬県南牧村 白バス事故(2019年5月)

事故概要

- ・群馬県南牧村でマイクロバスが崖下へ
- ・転落乗客13人が重軽傷
- ・運転者がサイドブレーキを十分にかけていなかったことが事故原因の一つとされた

判明した問題

- ・無許可有償運送(白バス営業)白ナンバーのマイクロバスで有償運送を実施・
- ・国土交通大臣の許可を受けていない旅客運送
- ・事故後の捜査で道路運送法違反が判明

特に注目すべき点

- ・運行主体は自動車修理販売業者であり、レンタカー事業も営んでいたが、旅客運送事業の許可は受けていなかった。

レンタカーの許可条件違反事例

許可条件 1 3 違反

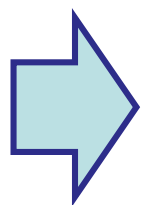
無免許運転者に対するレンタカーの貸出

**道路交通法違反（無免許運転）の幫助罪により逮捕
運輸局による監査、行政処分**

レンタカーの許可事業者が守るべきこと

許可条件

1 6 項目の条件が許可に付される



許可条件に違反すると、
行政処分（事業停止、文書警告、事業取消）
となる場合がある。

マイクロバス貸渡を行う条件

- ①乗車定員が29名以下であり、かつ長さが7m以下の車両であること
- ② 2年以上の経営実績を有すること
- ③ 届出前2年間に於いて車両停止以上の処分を受けていないこと

直近2年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写しを添付して、
登録予定日の7日前までに運輸支局へ提出

事務所内でやらなければならないこと

- ① 貸渡料金の掲示・掲載
(電子での掲示・掲載可能)
- ② 貸渡約款の掲示・掲載
(電子での掲示・掲載可能)
- ③ 貸渡簿の作成・記録・保存
- ④ 貸渡証の交付

少なくとも
2年間保存

記載事項

①貸渡簿

- 1 借受人の氏名又は名称及び住所
- 2 運転者の氏名、住所、運転免許の種類
及び運転免許証の番号
- 3 貸渡自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 貸渡日時及び時間
- 5 貸渡事務所、返還事務所
- 6 (自家用マイクロバスの貸渡を行う場合)
運行区間又は行き先 及び
利用者人数並びに使用目的
- 7 走行キロ数
- 8 貸渡料金
- 9 事故に関する事項

②貸渡証

- 1 借受人の氏名又は名称及び住所
- 2 運転者の氏名、住所、運転免許の種類
及び運転免許証の番号
- 3 貸渡自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 貸渡日時及び時間
- 5 貸渡事務所、返還事務所
- 6 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- 7 遵守事項

**レンタカー事業をおこなう上で
守らなければならないこと**

- 1. 事業内容の変更届**
- 2. 禁止事項**
- 3. 実績の報告**

1. 兵庫陸運部（各運輸支局）に提出が必要な変更届

① 事後の届

- 氏名・名称、住所の変更
- 法人役員の変更
- 貸渡料金の変更
- 貸渡約款の変更
- 事業廃止の変更

1. 兵庫陸運部（各運輸支局）に提出が必要な変更届

② 事前の届

- 事務所の新設・廃止
- 事務所の移転・名称変更

2. 禁止行為（やってはいけないこと）

- ①定員29人または長さが7mを超える
バスの貸渡
- ②自家用自動車を使用した
自動車運送事業の経営または類似行為
- ③運転者の供給等
- ④名義貸し
- ⑤任意保険の未加入

対人: 8000万円以上
対物: 200万円以上
搭乗者: 500万円以上

3. 実績の報告（年1回の報告）

- ①事務所別車種別配置車両数一覧
- ②貸渡実績報告書

**4月1日～3月31日までの実績を
毎年5月31日までに提出して下さい**

貸渡実績報告書 記入例

() 運輸支局長 あて

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

貸渡実績報告書 (令和 年度)

様式1

電子メールの場合は以下メールアドレス宛にご提出ください。データはエクセルをお願いします

hgt-rentacar.report@ki.mlit.go.jp

事業者名 : 神戸運輸(株)

住所 : 神戸市中央区〇〇-〇〇

代表者名 : 神戸 太郎

電話番号 : 123-456-789

①貸渡実績(レンタカー型カーシェアリングも含めたレンタカー事業全体の数字)

運輸支局名	事務所数	区分	車両数	延貸渡回数	延貸渡日車数	延走行キロ	総貸渡料金
神戸	1 箇所	乗 用 車	1 両	100 回	100 日	2,000 km	3,000,000 円
		マイクロバス	両	回	日	km	円
		貨 物 自 動 車	両	回	日	km	円
		特 種 用 途 車	両	回	日	km	円
		二 輪 車	両	回	日	km	円
		合 計	1 両	100 回	100 日	2,000 km	3,000,000 円

※貸渡を行っている事務所(使用の本拠)を管轄する運輸支局(各都道府県)ごとに別表で作成して下さい。
※延貸渡回数と貸渡日車数の計算例:車を2台所有しており、A車を3日間、7日間、10日間(計3回)、B車を2日間、4日間(計2回)貸し出した場合、延貸渡回数は、5回(A車:3回+B車:2回)、延貸渡日車数は26日(A車:20日間+B車:6日間)となる。
※貸渡期間が年度をまたぐ場合は、当年度分と次年度分に分けて集計願います。(3月30日~4月2日までの貸渡の場合は、当年度報告には3月30日と31日分を集計してください。)

②貸渡実績の内、レンタカー型カーシェアリングのみの情報

運輸支局名	デポジット数	貸渡車両数		
		ワンウェイ方式	ワンウェイ方式以外	計
神戸	箇所	両	両	0 両

※レンタカー型カーシェアリングのみの情報欄は、「レンタカー事業全体の情報」の内数として記載してください。レンタカー型カーシェアリングを実施していない場合は記載不要です。
※ワンウェイ方式とは、車検証備考欄に「ワンウェイ方式」と記載された車両を指す。ワンウェイ方式以外はその他。

様式2

3月31日現在
保有車両数

管轄 運輸 支局	事務所名	所在地	3月31日現在 保有車両数						
			乗用	バス	貨物	特種	二輪	合計	
神戸	神戸営業所	兵庫県神戸市〇〇区〇〇ー〇〇	1						1
事務所数		1	合計数		1				1

報告書の提出について

**令和8年4月1日～令和9年3月31日までの実績を
令和9年5月31日までに提出をお願いします。**

提出先： 兵庫陸運部 輸送部門

〒658-0024

兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町34-2

TEL： 078-453-1104

(自動音声5)

FAX： 078-436-1066

(連絡先を忘れないようにお願いします。)

※レンタカー協会に加入している場合は
レンタカー協会まで送付をお願いします。
す。

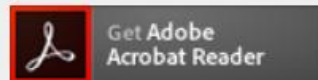
[不開港場寄港特許及び沿岸輸送特許](#)

[海事代理士試験](#)

[船舶関係の手続き](#)

[内航船舶を海外で運航する場合の手続き](#)

PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Reader(無償)が必要です。
ダウンロードした後インストールしてください。



[Adobe Readerダウンロードページへのリンク](#)

自家用自動車の有償貸渡(レンタカー)を業として行うには、道路運送法の許可が必要で、
基準(公示)を満たしている必要があります。

☆申請書様式

新たに許可を受けたい場合

[新規許可申請用用紙](#)

※増車の手続きはR3. 11. 1から変更となります。

(詳しくは下記レンタカー事業者証明書の手続き、マイクロバスに関するご案内をご覧ください。)

マイクロバスを増車したい場合

[マイクロバスに関するご案内](#)

※マイクロバスの増車はR4. 6. 1から変更となっております。

レンタカー事業者証明書を申請したい場合

[レンタカー事業者証明書申請のご案内](#)

[レンタカー事業者証明書申請書](#)

[レンタカー事業者証明書等交付要綱](#)

届出事項の変更をしたい場合

[変更届](#)

(添付書類)

●[事務所別車種別配置車両数新旧対照表](#)

●[事務所別車種別配置車両数一覧表](#)

●[宣誓書](#)(新たに役員となった者について必要となります)

許可を承継したい場合

[事業承継届出書](#)

事業を廃止したい場合

[廃止届](#)

事業用自動車等連絡書について

[事業用自動車等連絡書](#)(普通車/二輪)

[申請審査書](#)(軽自動車)

届出書記入例（１）

〔変更内容〕

- ・ 役員の変更
兵庫 花子→神戸 太郎
- ・ 事務所新設（△△事務所）

神戸運輸監理部長 殿

宣 誓 書

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ② 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者。
- ③ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ④ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。
- ⑥ 申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

令和 年 月 日

氏 名 神戸 太郎

神戸運輸監理部長 殿

令和 年 月 日

住 所 神戸市〇〇区〇〇—〇〇
氏名又は名称 〇〇レンタカー
代 表 者 名 神戸 太郎
連 絡 先 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

自家用自動車有償貸渡しに係る届出書

自家用自動車の貸渡しについて、下記のとおり変更 する
した のでお届けします。
記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所

2. 変更事項（該当番号を○印すること。）

- | | | |
|---|------------|--------------|
| 1. 貸渡人の氏名又は名称 | 2. 貸渡人の住所 | 3. 法人の役員 |
| 4. 事務所の名称 | 5. 事務所の所在地 | 6. 事務所の新設・廃止 |
| 7. 貸渡料金 | 8. 貸渡約款 | |
| 9. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止
（レンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合） | | |
| 10. レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施・廃止
（ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合） | | |
| 11. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止
※レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）に使用する車両については、「5. 確認事項」について記載のこと。 | | |

3. 変更事項の新旧（新設・役員増員は「新」欄のみ、役員減員・廃止は「旧」欄のみ記入。）

番号	新	旧
3	神戸 太郎	兵庫 花子
6	神戸市△△区△△—△△ (△△営業所)	

4. 変更年月日

令和 年 月 日

届出に必要な添付書類（１）

1. 貸渡人の氏名または名称（添付書類なし）
2. 貸渡人の住所（添付書類なし）
3. 法人の役員：欠格事由に該当しない旨の宣誓書
4. 貸渡人の事務所の名称：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
5. 貸渡人の事務所の所在地：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
6. 事務所の新設・廃止：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
7. 貸渡料金：変更後の貸渡料金
8. 貸渡約款：変更後の貸渡約款

届出に必要な添付書類（２）

- 9. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止：
 - ①カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式
 - ②①の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図
 - ③②の保管場所を管理する事務所の所在地
 - ④IT等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
 - ⑤車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
 - ⑥会員規約又は契約書
- 10. レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施・廃止：
 - ①レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ）の実施に係る確約書
- 11. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止
 - ①事務所別車種別配置車両数一覧表

レンタカー事業者証明書の発行手続き

発行手続き

- 申請書類に必要事項の記入
- 翌週金曜日に窓口で受け取り

使用方法

- 原本をコピー
- 従来の連絡書代わりとして、登録部門の窓口に提出

適用範囲

- 近畿運輸管内のみで有効
- 発効後の期間は5年間有効

レンタカー事業者証明書交付等申請書

神戸運輸監理部長 殿

申請日 20 年 月 日

レンタカー事業者証明書の交付等を申請します。

氏名又は名称			
代表者名			
住所	〒		
電話番号		担当者	氏名 連絡先

申請区分 (該当する申請区分に○をつけて下さい)

1) 新規交付 2) 記載事項変更 3) 更新 4) 再交付
5) ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付

変更の内容 (貸渡人の氏名又は名称、住所を変更し、「2」記載事項変更」に該当する場合、変更する事項を記載して下さい。)

新	旧

再交付の理由 (「4」再交付」に該当する場合、該当理由に○をつけてください。)

1) 紛失 2) 毀損 3) その他
【その他の場合、具体的に記載してください】

レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者であるかの確認	
別途、ワンウェイ方式実施届出を提出済みですので、「ワンウェイ方式実施事業者証明書」の交付を申請します。	
はい (交付申請します)	いいえ (交付申請しません)

宣誓書

以下の遵守事項を確認し、チェックを入れて下さい。

☐ 毎年5月31日の期限までに、「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに提出します。

☐ レンタカー事業者証明書等の交付を受けた場合は、原本及び写しを厳重に保管・管理するとともに、レンタカー車両の登録等以外のために使用いたしません。

☐ その他、レンタカー許可に付された条件を遵守し、適正に営業を行います。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

第 号のレンタカー事業者証明書を確かに受領しました。	※支局確認印欄
第 号のワンウェイ方式実施事業者証明書を確かに受領しました。	
受領者氏名	

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ① 別添

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生
- 事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況。両者は、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答

2. 今後の対策

- 教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要

（1）ガバナンスの徹底

- 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して適切に管理運営。学校及び交通事業者等は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡

（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にするなど、適切に交通事業者等を選定
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付
- 学校、交通事業者等ともに、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ②

（3）レンタカーでの契約の在り方

- 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず^{※1}、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行
- 学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請
- レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない^{※1}

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（4）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- 学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行う

その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底

（5）運転者の手配の在り方

- 学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等^{※2}に直接依頼し、適切に契約
- 事業者等は、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配しない
- 学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（6）教職員等の同乗について

- 学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置

（7）安全意識の啓発・研修等

- 学校の設置者は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましい
- 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努める

*部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。

学校教育等における移動手段の類型と留意事項

別添2

移動手段	学校等で使用が主に想定される場面	手配を行う者	運転者	留意事項	
				車両の手配・管理	運転者の手配・管理
貸切バス、タクシー等 A ※スクールバス(事業者所有車両)を含む	・通学 ・教育課程内の活動(修学旅行等) ・教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	・学校教職員 ・宿泊を伴う活動であれば旅行業者を通じた手配も想定(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	車両を有する事業者の運転者	・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認 ・乗車前のナンバープレートの色(いわゆる緑ナンバー)の確認 ・貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考 <貸切バス> ・運送引受書の受領(契約内容の確認) <タクシー> ・契約内容の確認	
公共ライドシェア(自家用有償旅客運送) B	同上	学校教職員(管理職の承認)	自治体等の運送主体が確保した運転者	・法令に基づく登録を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認	
スクールバス(学校、設置者所有) C		地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等がスクールバス所有者を介して手配 ※自治体が運営する地域クラブが当該自治体のスクールバスを活用する場合等	・指定された教職員 ・学校または設置者が手配した運転者	・道路運送車両法による以下の義務の履行 ➢ 自動車の使用者は、日常点検整備や定期点検整備などを行う必要 ➢ 定員11～29名以下のバスを2台以上、定員30名以上のバスを1台以上所有している場合は、整備管理者の選任が必要	・道路交通法による以下の義務の履行 ➢ 適切な運転免許の保有や過労運転等の禁止等 ➢ 定員11名以上の自動車を所有しているなどの場合、安全運転管理者を選任し、運行計画の作成、点呼による運転者の疲労等の確認、アルコール検知等の実施
自家用車(教職員、同窓会、保護者会等が所有・管理する車両) D	教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	学校教職員(管理職の承認)	・教職員、保護者等の学校関係者 ・学校が手配した運転者	・「安全管理チェックシート」参照 ・運転者は自らの責任で手配	
レンタカー E		地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ、保護者、指導者等	・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・学校が自ら借受人となってレンタカー事業者と契約 ・運転の可能性のある者の事前連絡を含む、貸渡約款の遵守 ・貸渡証の受領(契約内容の確認・運転時の携行)	・「安全管理チェックシート」参照 ・車両を貸し出す事業者に依頼して運転者を手配してもらうのは不可

※【A～E】は取りまとめ文書との対応関係

レンタカー事業者コンプライアンス自主点検票（14～20の項番は整備管理の項目）

順番	自主点検項目（内容）	はい	いいえ
1	事業者名を変更したときは、輸送部門に変更の届出をしていますか？		
2	事業者の住所を変更したときは、輸送部門に変更の届出をしていますか？		
3	営業所を増設した場合は、輸送部門に変更の届出をしていますか？ 増設した営業所の所在地が本社と違う都道府県の場合は、増設した営業所の支局に届けていますか？		
4	営業所の名称または住所を変更した場合は、輸送部門に変更の届出をしていますか？		
5	法人の役員を変更したときは、輸送部門に変更の届出をしていますか？		
6	貸渡し料金を変更したときは、輸送部門に変更の届出をしていますか？		
7	貸渡約款を変更したときは、輸送部門に変更の届出をしていますか？		
8	すべての車両に、対人保険8,000万円以上、対物保険200万円以上、搭乗保険（搭乗者が補償対象となる人身傷害保険も含む。）500万円以上に加入していますか？		
9	貸渡料金、貸渡約款、運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）をしない旨を次のいずれかの方法で行っていますか？ ① 事務所において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む。） ② ウェブサイト等において公衆の見やすいように掲載 ③ 書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）の提示		
10	貸渡簿を書面又は電磁的記録に記録するとともに、貸渡しの終了日から2年間保存していますか？		
11	「貸渡実績報告書」及び3月31日における「事務所別車種別配置車両数一覧表」を毎年5月31日までに輸送部門に提出していますか？		
12	貸渡しをするときに運転免許証の確認を行っていますか？		
13	貸渡しをするときに重要事項（借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、貸渡人の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等）を説明していますか？（説明は、口頭でもわかりやすいパンフレットなどでもOKです。）		
14	すべてのレンタカーに、車検証、自賠責の証書、定期点検記録簿を備付けていますか？		
15	レンタカーの定期点検は定められた期間ごとに確実に実施していますか？		
16	また、定期点検記録簿に点検結果を記載していますか？		
17	定期点検記録簿を1年間保存していますか？		
18	また、貸渡し中は借受人に日常点検を依頼していますか？		
19	マイクロバス1台以上、レンタカー車両を10台以上保有している事業所ごとに整備管理者を選任して、検査・整備・保安部門へ届出していますか？		
20	項番18で整備管理者選任が必要とされた事業所（マイクロバス1台以上、レンタカー車両を10台以上保有している事業所）においては整備管理規程を策定していますか？		
20	事故報告規則についてご存知でしたか？		

兵庫県レンタカー協会作成、兵庫県陸運部輸送部門監修